

小諸市自治基本条例 実績（平成30年度から令和2年度）

平成29年度（2回目）自治基本条例評価検討の結果、次の5つの活動を具体的な取り組みとして掲げ実践をしました。

- | | | |
|------------|-----|-----------------------|
| 1. 区の活動の推進 | ・・・ | 「区と行政の関係に関する規則」の実践 |
| 2. 市民活動の推進 | ・・・ | 「ぼらせんこもろ」の機能強化 |
| 3. 市民参加の推進 | ・・・ | 「市民参加手続きガイドライン」の作成と実践 |
| 4. 各主体の連携 | ・・・ | 各主体同士の連携を充実（横のつながり） |
| 5. 条例の普及 | ・・・ | 現在の活動と条例の結びつけと広報 |

1. 区の活動の推進 「区と行政の関係に関する規則」の実践

①区長会活動の充実（情報共有・研修）、②区と地区担当職員との連携強化を具体的な取り組みとしました。

①区長会は68区の代表が区の円滑な運営及び活動の振興を図るため、区の連合体組織とし、小諸市が事務局を担い区長会役員と協議しながら計画的に事業を遂行しています。令和2年度においては、感染症対策を踏まえるなかでやむを得ず中止や書面開催となる活動もありました。

②地域自治の課題解決と発展に寄与することを目的として、市職員による地域職員連絡会を設置し活動をしました。第5次基本構想では、10地区ごとに「めざす地域の姿」を地域のみなさんと描き、その実現に向け地区懇談会を開催しています。

実績には表せてはませんが、各区と職員間での連絡相談等は図られています。

令和2年度においては、感染症の影響により開催を自粛しています。

実施年度	①区長会活動	②区と地区担当職員との連携（年間）	
平成30年度	役員会 年8回 新任区長研修会 総会 視察研修 全体研修会 年2回	東南部5回 東部2回 中部3回 西部5回 北大井2回	大里4回 三岡2回 西小諸4回 南大井0回 川辺2回
令和元年度	役員会 年8回 新任区長研修会 総会 視察研修 全体研修会 年2回	東南部3回 東部3回 中部1回 西部3回 北大井3回	大里4回 三岡2回 西小諸5回 南大井0回 川辺7回
令和2年度	役員会 年5回 新任区長研修会（中止） 総会（書面議決） 視察研修（中止） 全体研修会	東南部0回 東部0回 中部0回 西部0回 北大井1回	大里0回 三岡1回 西小諸2回 南大井1回 川辺0回

2. 市民活動の推進 「ぼらせんこもろ」の機能強化

③各種情報の収集と提供、相談やマッチング機能の強化

④市民活動促進事業補助金

③ぼらせん相談・マッチング件数

相談数はボランティアをしたい側、受けたい側の両方が入った数値となっています。年々増加傾向にありましたが、令和2年度においては感染症対策の影響によりマッチング数も減少しました。

実施年度	相談数	マッチング数
平成30年度	1720	448
令和元年度	1853	558
令和2年度	1097	60

④市民活動促進事業補助金件数

市民活動を始めて行う団体の活動の後押しを目的とした補助金制度です。

補助金限度額としてチャレンジコースは20万円、ステップアップコースは15万円を市の予算の範囲内で交付します。（1団体各コース1回まで受給）いずれのコースも事業計画等審査のうえ受給団体を選定し、年度末には活動発表会を市民向けに実施しています。

実施年度	補助金額	補助金内訳
平成30年度	850,000 (400,000・450,000)	チャレンジ 2件 ステップアップ 3件
令和元年度	1,100,000 (800,000・300,000)	チャレンジ 4件 ステップアップ 2件
令和2年度	368,000 (266,000・102,000)	チャレンジ 2件(3) ステップアップ 1件(2)

* (申請数) コロナ禍により事業の縮小開催や中止した団体あり。

3. 市民参加の推進 「市民参加手続きガイドライン」の作成と実践

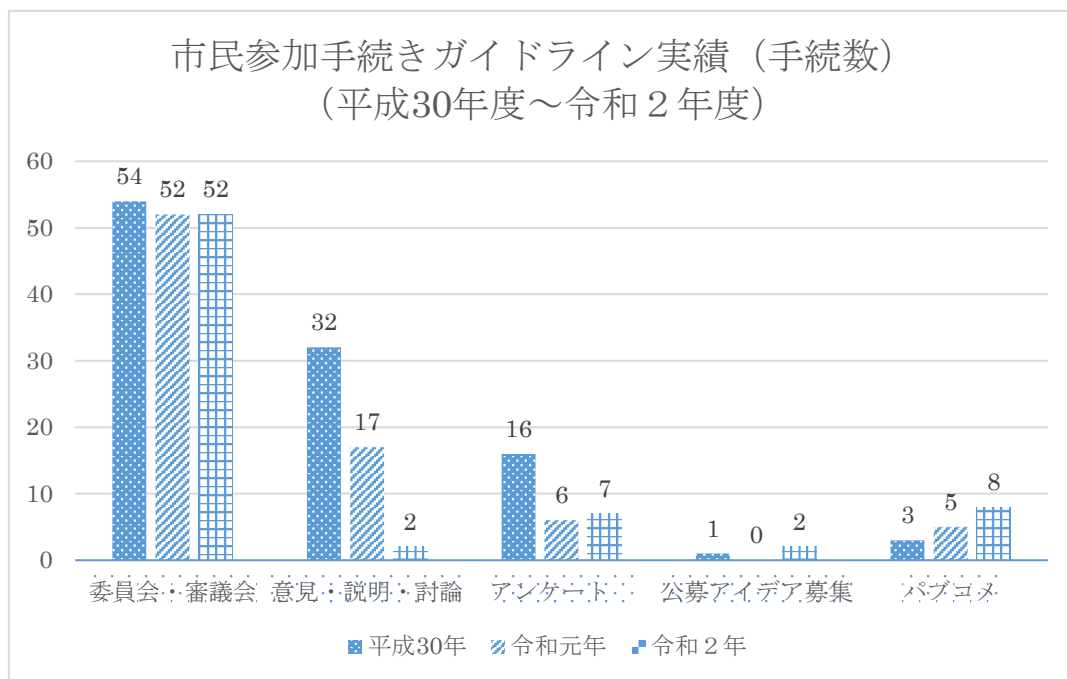
⑤職員によるガイドラインの策定、実践 【平成30年施行】

市政において、これまで以上の市民参加の充実を図っていくため、職員が市民参加手続きを実践する際の指標となる「小諸市市民参加手続きガイドライン」を策定し、これに基づき適切な市民参加手続きを実践することで、市民のまちづくりに参加する権利、情報を知る権利の保障と参加と協働のまちづくりの実現をめざす取り組みとしました。

実施する事業内容により、市政に対し皆さん意見やアイデア等をお願いする機会は、平成30年度106件、令和元年度80件、令和2年度71件 でした。

(イベント開催数や、実際の参加数は含まず)

今後とも、市民の皆さんとともにまちづくりを進めるよう、職員の意識を高めて参ります。



4. 各主体の連携 各主体同士の連携を充実（横のつながり）

⑥区長会活動と市民活動の連携機会の確保

→「ぼらせんこもろ」主催の行事（ボランティア交流集会等）への参加

⑦各主体同士の情報共有や連携機会の確保

→「ぼらせんこもろ」主催の学習会、小諸市市民活動促進事業補助金説明会、発表会への参加

⑥「ぼらせんこもろ（小諸市市民活動・ボランティアサポートセンター）」の発信により、ボランティア交流集会や駅のお掃除への参加の機会をつくりました。

⑦「ぼらせんこもろ」による講演会等学習会や、市民活動促進事業補助金説明会等で各主体同士の情報共有を図りました。

令和元年、令和2年はコロナ禍において多くの事業が中止となり情報共有機会が減少しています。

実施年度	⑥区長会・市民活動連携	⑦情報共有機会
平成30年度	2回	4回
令和元年度	2回	1回
令和2年度	2回	—

5. 条例の普及 現在の活動と条例の結びつけと広報

⑧各種機会を通じた条例理念の普及

⑨各主体の実践の見える化と広報

・今日もどう？協働（4コマ）全6回

・こもろ協働スタイル

偶数月 区や市民活動の取り組みを紹介

奇数月 「ぼらせんこもろ」の登録ボランティアの紹介や行事等
お知らせ

理念条例の普及や実践の見える化として、広報により情報を発信。小諸市自治基本条例を身近に感じていただくこと、各主体の取り組みを知っていただくことを目指して掲載しました。

各ホームページでも市民活動団体等やイベントの紹介をしています。

実施年度	⑧条例理念の普及	⑨各主体の実践
平成30年度	・ 4コマによる普及 ・ ぼらせんこもろ ・ 市民活動紹介	6回 7回 2回
令和元年度	・ ぼらせんこもろ ・ 市民活動紹介 ・ 区紹介	6回 5回 1回
令和2年度	・ ぼらせんこもろ ・ 区紹介	6回 6回